

公告

公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務に関する公募型プロポーザル（以下「公募型プロポーザル」という。）については、次のとおりである。

令和6年7月23日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 川本 雅之

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務

(2) 業務内容

公立陶生病院ホームページ (<https://www.tosei.or.jp/>) に掲載する「公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務仕様書」による。

(3) 基本契約期間

令和6年10月から令和9年9月まで

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく「長期継続契約」とする。翌年度以降において、本契約に係る予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

(4) 個別契約

基本契約の期間内において、最長でも1年以内の個別契約を締結する。

(5) 個別契約における契約上限金額

個別契約における契約金額は、1名あたり時間単価2,420円（消費税額及び地方消費税額含む。）を上限とする。

(6) 業務場所

愛知県瀬戸市西追分町160番地内

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に対象業務（人材派遣）に係る業種が掲載されている者であり、本店又は支店（営業所）等を愛知県内に設置している者であること。
- (3) 公募開始の日から業者選定の日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 瀬戸市から「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受け

ていない者であること。

- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）により、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (8) 令和 6 年 4 月 1 日現在、500 床以上の急性期病院と現に看護補助者派遣業務の契約を有する者であること。

3 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒489-8642 瀬戸市西追分町 160 番地

公立陶生病院 事務局企画部医事課 櫻井政、岩田、河村

電 話 0561-82-5101（内線 4470） F A X 0561-82-9139

メールアドレス：ijika@tosei.or.jp

- (2) 提出書類及び添付書類

- ①プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）

入手方法は、公立陶生病院ホームページからダウンロードする。

- ②添付書類

会社概要、登記事項証明書、直近から過去 3 年間の決算書、賠償責任保険等の加入内容が分かる書類、個人情報保護対策に係る外部認証が分かる書類、受託した実績を証する書類

- (3) 提出部数

各 1 部

- (4) 提出場所

第 1 号と同じ。

- (5) 提出方法

持参（土、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

- (6) 提出期間

令和 6 年 7 月 23 日（火）から 8 月 2 日（金）午後 5 時まで

- (7) その他

プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者のうち、資格を有すると認められた者を提案者と認め、その結果について通知するものとする。

4 質問について

- (1) 質問書（様式 2）の入手方法

公立陶生病院ホームページからダウンロードする。

- (2) 提出期間

参加資格確認申請に関すること：令和 6 年 7 月 23 日（火）から 7 月 31 日（水）午後 5 時まで

企画提案に関すること：令和 6 年 7 月 23 日（火）から 8 月 16 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出場所

第3項第1号と同じ。

(4) 提出方法

持参（土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

6 提案書の提出方法等について

提案者として認められた者でプロポーザル参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和6年8月21日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

第3項第1号と同じ。

(3) 提出部数

正本1部 副本5部

(4) 提出方法

持参（土、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

7 選定方法

審査は公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務公募型プロポーザル評価委員会が評価基準に基づいて審査し、最も優れている提案者を優先交渉者とする。

審査方法は提出された提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し決定する。

8 注意事項

次に該当する提案は無効とする。

(1) 第2項に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 評価の公平性に影響をあたえる行為をした者の提案

9 その他

その他詳細は、公立陶生病院ホームページに掲載する「公立陶生病院夜間看護補助者派遣業務公募型プロポーザル実施要項」による。